

## 令和4年沼津市教育委員会第3回定例会会議録

1 日 時 令和4年3月24日（木）  
午後3時39分～午後5時55分

2 場 所 沼津市立図書館4階 講座室

### 3 日 程

- (1) 開会
- (2) 会議録署名人の指名（土屋委員 重光委員）
- (3) 教育長報告
- (4) 議案

議第3号 沼津市立沼津高等学校中等部学則の一部改正について  
議第4号 沼津市立沼津高等学校学則の一部改正について  
議第5号 沼津市立高等学校管理規則の一部改正について  
議第6号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について  
議第7号 沼津市立小中学校管理規則の一部改正について  
議第8号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について  
議第9号 沼津市立小中学校出勤簿整理要領の一部改正について  
議第10号 沼津市松城家住宅条例施行規則の制定について  
議第11号 沼津市図書館条例施行規則の一部改正について

### (5) 協議事項

### (6) 報告事項

報告事項1 令和4年2月市議会定例会一般質問等について  
報告事項2 第二中学校区における保護者意識調査について  
報告事項3 沼津市立沼津高等学校におけるスクール・ポリシーについて  
報告事項4 第3次沼津市子ども読書活動推進計画について  
報告事項5 令和4年度からの沼津市庄司美術館の運営について

### (7) その他

### 4 出席者等

教育長 奥村篤、教育長職務代理者 土屋葉子、委員 川口浩史、委員 重光純、委員 佐藤清子、教育次長 山本貴史、教育指導監兼学校教育課長兼情報教育推進室長 遠藤宗男、教育企画課長 矢田陽子、学校管理課長 望月浩司、沼津市立沼津高等学校長 小林浩明、沼津市立沼津高等学校事務長 大沼政彦、教職員研修センター所長 宮原真紀、文化振興課長 林敬博、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 後藤寿代、学校教育課副参事（教職員担当）兼教育委員会青少年教育センター所長 本杉淳、図書館事務長 勝又恵三、学校教育課長補佐兼学校給食室長 渡邊芳久、図書館事務長補佐 中川啓史、調整担当・教育企画課長補佐 宇佐美利香、教育企画課指導主事 栗原克弥、教育企画課指導主事 松岡ミュキ、教育企画課指導主事 岩本智明、教育企画課主任 藁科奏、教育企画課主事 土屋友見

## 5 会議内容

### (1) 開会

奥村教育長が午後3時39分開会を宣言する。

奥村教育長 今年度最後の教育委員会定例会を迎えた。一昨日は2月議会最終日であったが、これまでに馴染みのない電力需給ひっ迫警報が発令される中、停電に備え議会場に懐中電灯を持ち込み議会を開催し、無事21時頃に閉会した。その警報も昨日午前中には解除され安堵した。しかし、約1か月間、毎日報道されるニュースに心を痛み、平和や安全安心な暮らしや命の尊さ等について、これまでになく真剣に考えさせられている。昨日、日本の国会議員に向けたゼレンスキー大統領の演説を緊張しながら拝聴した。この後、何人の命が失われなくてはならないのか、一刻も早い戦争の終結を強く願う。

3学期の大半を占めた県内のまん延防止等重点措置が3月21日に解除された。今年度を振り返ると、夏休み中の8月8日から8月19日までが、まん延防止等重点措置期間となり、さらに翌日8月20日から9月12日までは緊急事態宣言が発令された。そのため急遽夏休みを8月31日まで延長し、各学校にオンライン授業等に対応する準備をお願いした。このことが結果的に、本市のGIGAスクール構想であるN-GIGAを、市内全校にスピード感を持って展開するきっかけになったと思う。昨年度から長期にわたり、各学校には、子供たちの心身の健康を第一に安全安心を最優先とした教育環境を整えて教育活動に取り組んでもらい、管理職はもとより全ての先生方に心から感謝申し上げたいと、昨日の校長会で伝えた。年明けからオミクロン株が猛威を振るい出したが、市立沼津高等学校を始め市内の小中学校では、卒業式・修了式を無事に終えたと報告を受けた。その一方で、宮城県と福島県では、中学校卒業式の前夜に最大震度6強を観測する地震が起り、亡くなった方もいた。被害の大きかった地域では卒業式を行えたのか心配である。令和3年度は、7月に線状降水帯が発生し、それによる大雨で熱海市伊豆山はもとより沼津市内各地でも浸水被害があり、黄瀬川大橋の落橋も目の当たりにした。自然災害はいつ何が起こるか分からない。特に地震はいつ起きてもおかしくない。校長先生方も被害を最小限に食い止める準備や行動等の危機管理意識が常に求められる中で1年を過ごしてきたと思う。

学校のみならず教育委員会事務局各課においても、コロナ禍の2年目は、施策や事業の推進、行事の開催等に向けて、感染対策を徹底し可能な限り実施したが、開催時には、身をもって課長としての責務の重さを感じた1年だったと思う。令和3年度は教育委員会にとっても引き続き茨の道だったが、何とか終えられそうである。これも教育委員の皆様の力強い支えがあったことであり、心から感謝申し上げる。後程、人事異動による教育委員会事務局の異動者から挨拶がある。あと1週間程あるが、有終の美を飾ってほしい。また、私事で恐縮だが、この3月で3年の任期を終える。この度、市長より任命され、2月議会最終日の3月22日に、教育長任命同意の議決を賜り、引き続き教育長という重責を担わせていただくことになった。是非ともよろしく願いたい。振り返るとこの3年間、度重なる不祥事や収束の見えないコロナ禍への対応、統合問題等々、教育委員の皆様には御心配をかけ通してであった。今後も微力ではあるが、「貴き志を持つ人づく

り」の実現に向けて、市長と連携をさらに深めながら誠心誠意努めていく。今後  
もよろしくお願い申し上げます。

(2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に土屋委員、重光委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0人

(3) 教育長報告

奥村教育長 3月1日の教育新聞に、県の幼児教育事業に取り組む沼津市という記事が掲載された。沼津市は、来年度の県教育委員会の新規事業の中で、小学校への円滑な接続を目的とする「幼児教育支援充実事業」のモデル地区に指定された。沼津市は私立の幼稚園、保育所が大半を占めており、公立の認定こども園や幼稚園が少ないという特徴がある。現在、特別な支援を必要とする子供が増えており、公私立や施設類型を問わず、どのような支援が必要であるかを実証研究や調査を行い考えていく。小中一貫教育を充実することが、3年前、私の教育長としての所信の中で述べたことの1つである。その土台となるのが幼児教育との円滑な連携であり、それにより小学校、中学校、そして高等学校までの教育が一貫して行えると思っている。教育新聞の取材を受け、幼保小連携について抱負を述べた。この後、教育次長から2月議会の報告があるため、教育長報告は以上とする。

<議案>

奥村教育長 日程(3)議案である。

議第3号 沼津市立沼津高等学校中等部学則の一部改正について

<現行では、「静岡県富士山の日条例に規定する富士山の日」が休業日として規定されているが、市内小中学校等において2月23日を休業日としていたのは平成29年までである。加えて、令和2年度以降は、祝日(天皇誕生日)となっていることから、当該規定を削除し、それに伴い関連規定を変更する。また、現在の県内市町村の実態を鑑み、通学区域における地域の表記を一部見直す。>

(教育企画課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。富士山の日の日条例に関する規定の削除と、通学区域については、駿東郡には、清水町、長泉町、小山町の記載がないが、田方郡は、田方郡函南町となっているため、函南町を削除し、表記を揃える。

御意見、御質問等はいかがか。

よろしければ、お諮りする。議第3号 沼津市立沼津高等学校中等部学則の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第3号について、原案のとおり決する。

議第4号 沼津市立沼津高等学校学則の一部改正について

＜現行では、「静岡県富士山の日条例に規定する富士山の日」が休業日として規定されているが、市内小中学校等において2月23日を休業日としていたのは平成29年までである。加えて、令和2年度以降は、祝日（天皇誕生日）となっていることから、当該規定を削除し、それに伴い関連規定を変更する。また、別途予定している「沼津市立高等学校管理規則」の改正に合わせるなど所要の改正を行う。＞

(市立沼津高等学校事務長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。

重光委員 引用条項を第1条の2から第2条に改めているが、何か理由があるのか。

市立沼津高等学校事務長 以前に改正した際、改正し忘れた部分である。現在、第1条の2が、第2条に置き換わっているため直ささせていただく。

奥村教育長 新たに「ただし、当該校長が中等部の校長を兼ねるときは、この限りではない。」という文言を加えた。実際に中等部校長と高校校長が分かれていたのは、平成27年度までであり、平成28年度から高校校長が中等部校長を兼務しているため、この文言を加えた。

ほかになれば、お諮りする。議第4号 沼津市立沼津高等学校学則の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第4号について、原案のとおり決する。

議第5号 沼津市立高等学校管理規則の一部改正について

＜「沼津市立沼津高等学校学則」からの引用条項について、引用元の一部改正に伴い、条番号を改める。また、校長に関する表現において、高校校長と中等部校長が分かれていることを前提としていると解される部分を兼務の有無に関わらず適用可能な表現に改める。＞

(市立沼津高等学校事務長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。

内容的には、学則の一部改正とほぼ同じ理由である。

特段よろしいか。それではお諮りする。議第5号 沼津市立高等学校管理規則の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第5号については、原案のとおり決する。

議第6号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について

＜大平小学校に知的障害学級、戸田小学校、第三中学校及び戸田中学校に情緒障害学級がそれぞれ新設されることから、その通学区域を改める。＞

(学校教育課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。
- 佐藤委員 戸田小学校の休級と戸田中学校の再開設とは、どういうことか。
- 学校教育課長 戸田小学校の休級は、該当の児童がいなくなるため一旦その学級自体は休級となるが、規定上は学級が残る。戸田中学校の再開設は、生徒がいなかったが、ここで生徒が入るため改めて学級が再開設されるということである。
- 奥村教育長 戸田小の知的障害学級に在籍の6年生が卒業し、戸田中の知的障害学級に、1年生として入学する。
- 佐藤委員 戸田中の知的障害学級には、現在生徒がいらないということか。
- 奥村教育長 そのとおりである。児童生徒がいなくなっても、学級そのものの機能はないが、学級としては残しておく。来年度は、再開設も含めて小学校に2学級、中学校に3学級の特別支援学級が開設され、通学区域も少し変わることになる。
- 川口委員 学級が増える理由は何か。対象となる子供が増えるためか、あるいは、通学の不便さを解消するためか。
- 学校教育課長 特別支援学級に入級を希望する子供が増加している。特別支援学級がない学校に開設を望む保護者の願いもあるが、少人数では開設が難しい場合もあり、保護者と相談しながら話を進めている。地域の子供は地域で育てるという考えのもと、対象となる子供が1人でも、希望があれば開設につなげられるように進めている。
- 奥村教育長 保護者の意向として、以前は、地域の中で自分の子供が特別支援学級に入級することを知られないように、少し離れた特別支援学級に通学させる考え方があった。現在は、全体の子供の数は減っているが、特別な支援を必要とする子供たちは非常に増えているため、保護者も必要な支援を近くで受けたいという願いが強い。地域の子供は地域で育てる形が増えているのは事実である。  
ほかにいかがか。  
意見も尽きたようなのでお諮りする。議第6号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第6号については、原案のとおり決する。

#### 議第7号 沼津市立小中学校管理規則の一部改正について

＜沼津市立沼津高等学校中等部校長と同高等学校長が別人であることを前提とした規定を、兼務する場合にも対応した規定に改める。また、教職員の休暇取得に係る請求手続きにおいて、一定期間を超える休暇取得、出張の場合は、教育委員会への請求・承認も必要としているが、その期間について事務の効率化及び学校の事務軽減のため、教育委員会への承認期日を改める。＞

(学校教育課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。  
これによってどの程度事務負担が軽減されるのか。
- 学校教育課長 これまで教育委員会へ4日で報告していたが、5日となると約1週間の日数になるため、それを越える機会は少ない。事務職員の負担がかなり軽減されと考

えられる。

- 奥村教育長 県に準ずるとのことだが、延長による事務手続き上の支障はないのか。
- 学校教育課長 これまでの届出状況を見ると、管理職が長期間学校を留守にすることは、ほぼない。その中で県が連続5日という数字を出しているため、県と規定を揃える。実務的に学校運営に支障を来たす事例はない。もし今後支障があれば対応するが、今のところ心配はないと考えている。
- 川口委員 先生方は年次有給休暇や、夏休み等にまとまった休みが取れているのか。
- 学校教育課長 特にここ数年、コロナの関係で長期休暇が短くなり、まとまった休暇の取得は、難しい場合があったと思う。そのようなことを受けて、県では、連続した休暇取得を推奨した上で、連続5日の取得を求めている。実際には達成していないため、目標になっていると捉えている。
- 川口委員 年間での話か。
- 学校教育課長 夏休みの期間に取得する夏季休暇である。夏休みとしているが、7月から9月までの間に取得できる。
- 奥村教育長 休暇をできるだけ取りやすい環境を作るため、数年前から夏季休業中に学校閉庁日を設けている。お盆休みのように学校閉庁日を設け、休暇取得を呼びかけている。研修等の出張もできる限り閉庁日の前後に寄せ、休みやすい環境を意図的に作っている。長期休業中が最もこのようなメリハリをつけられる。
- 川口委員 リフレッシュはとても大事である。ストレスが溜まり不祥事を起こすことにならないように、先生方にはしっかりと休んでほしい。
- 奥村教育長 そのとおりである。
- 高校はどのような状況か。
- 市立沼津高等学校長 本校も夏休みに休暇促進日という形で学校閉庁を行っている。年次有給休暇以外にもリフレッシュ休暇や夏季休暇があり、それらを併せて取得してもらっている。高校では、中間・期末試験は午前中に終了するため、半日にはなるが、午後に年休の取得を促進できる。また、連続5日間となれば、前後に土日を含めると連続9日間の休暇が取れ、日程的にも融通が利く。介護休暇や特別休暇についても、同様の運用ができる。職員にとっても、取得しやすい雰囲気になり、事務手続きも軽減されると思っている。
- 奥村教育長 管理職として、是非休暇を取得しやすい雰囲気、環境作りを進めていただきたい。
- ほかにいかがか。
- 意見も尽きたようなのでお諮りする。議第7号 沼津市立小中学校管理規則の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第7号については、原案のとおり決する。

#### 議第8号 沼津市立小中学校処務規定の一部改正について

＜出勤簿管理の電子化に対応できるよう、文言を追加する。また、静岡県 の取扱い変更により出産による特別休暇の申請に係る証拠書類を変更する。その他、事務の効率化及び県の規則改正に伴い、決裁欄の変更、特別休暇種別の追加等

のための様式等を改める。>

(学校教育課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。出勤簿管理について、これまでは、職員が毎朝職員室または校長室にある出勤簿に押印していた。電磁的記録により出勤簿管理をすることで、押印が不要になるのか。
- 学校教育課長 教育長の御説明のとおり、現在は、職員が出勤したときに、紙ベースの出勤簿に出勤印を押す作業と、パソコンでクリックし業務開始時刻を打刻する作業を行っている。今後はこれを、パソコンでのクリックのみで出勤記録とするために、処務規定に文言を追加する。
- 奥村教育長 出勤時にパソコンをクリックすると自分の名前に色がつくようになっている。当然退勤時にも同じようにクリックする。今後は紙ベースの押印をなくすための対応策である。また、出産証明については、母子手帳の写しで対応できるようにし、手続きを簡略化する。様式の変更については、休暇等承認申請（請求）簿では、教頭の押印欄と申請月日欄がなくなり、休暇の種類や残日数を記録する備考欄を追加した。また、特別休暇承認願は、22種類あった休暇の種類を、新たなものを付け加えて9種類に整理した。  
御意見、御質問等はいかがか。
- 土屋委員 休暇の種類にある出生サポートは、出産する者ではなく、その配偶者がサポートをするためのものか。
- 学校教育課長 出生サポート休暇は新たな制度であり、職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められるときに取得できる休暇である。
- 奥村教育長 産育休は、出産した側が取得するが、その配偶者が産育休を取得することもできる。そのような場合は、特別休暇の種類は職員の出産になるのか。
- 学校教育課長 配偶者の出産については、配偶者出産休暇になる。
- 川口委員 看護休暇や介護休暇等は、特別休暇承認願の旧様式にはあるが、新様式には記載がない。それらに関しては、別の様式で申請するのか。
- 学校教育課長 新様式の休暇の種類に含まれていないものは、具体的理由の欄に、該当の休暇の種類を番号で記入することになっている。その番号は、休暇等承認申請（請求）簿の下部にある休暇の種類に記載されている。
- 佐藤委員 配偶者の育児休暇の取得には、別の申請用紙を使うのか。
- 学校教育課長 それも今示している新様式の特別休暇承認願を使用する。配偶者の場合にも、具体的理由のところに、先程の番号を記載する。配偶者出産は11である。
- 川口委員 この番号を共通して使うことが周知されれば、新様式の方がシンプルでやりやすいと思う。
- 奥村教育長 御意見も尽きたようなのでお諮りする。議第8号 沼津市立小中学校処務規定の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第8号については、原案のとおり決する。

議第9号 沼津市立小中学校出勤簿整理要領の一部改正について

＜教職員の事務負担を軽減し、児童生徒に向き合う時間を確保するために進める出勤簿管理の電子化に対応できるよう、文言を追加する。＞  
(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。先程の小中学校管理規則の一部改正に連動した内容である。御意見、御質問等はいかがか。  
よろしいか。

それではお諮りする。議第9号 沼津市立小中学校出勤簿整理要領の一部改正について、原案のとおり可決するというところでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第9号については、原案のとおり決する。

議第10号 沼津市松城家住宅条例施行規則の制定について

＜戸田地区にある、国の重要文化財松城家住宅の一般供用に伴い制定する「沼津市松城家住宅条例」の必要な事項を定めるため、本規則を制定する。＞  
(文化振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。前回配付したものと記述の文言が少し修正されたということであった。御意見、御質問等はいかがか。

重光委員 特に問題はないが、第8条で使用を撤回するのではなく、使用許可の取消しを求めるという部分が気になった。

文化振興課長 第8条については、他の沼津市の施設と同様に使用許可の取消しを求めるとしている。

重光委員 許可を受けることに使用料の支払い等の条件があり、義務を課されるのではないかと思う。それを免れるために使用の許可自体を取消すことで、そういうものがなくなると解釈できる。

奥村教育長 そういうことも含んでいる。

重光委員 第10条第3項火器の使用又は喫煙をしないこととあるが、これは、施設内では一切喫煙するスペースを設けないという理解でよいか。

文化振興課長 そのとおりである。重要文化財であるため、施設内では火器の使用及び喫煙は一切禁止とする。

奥村教育長 来年度のどこかで、松城家住宅の視察を行う予定である。

ほかにいかがか。

御意見も尽きたようなのでお諮りする。議第10号 沼津市松城家住宅条例施行規則の制定について、原案のとおり可決するというところでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第10号については、原案のとおり決する。

議第11号 沼津市図書館条例施行規則の一部改正について

＜多様性の尊重や人権に配慮するため、利用者カード交付申請書の性別欄を削除

する。また、利用者の申請効率化のため、利用者カードの再交付の手続きに関する条項を改めるとともに、届出の名称及び様式を改める。>  
(図書館事務長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。利用者カード交付申請書の性別欄の削除、2枚あった届出と再交付願を1つにするということである。御意見、御質問等はいかがか。
- 重光委員 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、調整して使用することができる。旧様式の性別欄に斜線を引き、そのまま使用するか、あるいは、性別欄はそのままにし、記入不要と説明するのか。
- 図書館事務長 3月中に改正前の旧様式を持ち帰って記載し、4月1日の施行以降に申請する場合を想定し、旧様式を調整して使用できるとしている。旧様式を順次新様式に差し替える予定である。
- 重光委員 紙が大量に無駄になるのは、いかがなものかと思う。4月1日からも旧様式であっても性別は記入不要という扱いで使用できる。
- 図書館事務長 御指摘のとおり紙の廃棄は無駄であるため検討したいと思う。
- 奥村教育長 性別欄削除の目的は、多様性の尊重、人権への配慮である。今までの旧様式が残っている間は、どう対応するのかを明確にしてほしい。
- 図書館事務長 承知した。
- 奥村教育長 2枚記入していたものを1枚にするのは、非常に効率的でよいと思う。御意見も尽きたようなのでお諮りする。議第11号 沼津市図書館条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第11号については、原案のとおり決する。

<協議事項>

奥村教育長 日程（5）協議事項は、本日は案件なし。

<報告事項>

奥村教育長 日程（6）報告事項である。

報告事項1 令和4年2月市議会定例会一般質問等について

<本会議で行われた代表質問等について報告する。4人の議員から、英語のパフォーマンステストについて、大河ドラマを活用したプロモーションについて、公立小中学校の教育や部活動の充実について、未来を担う「貴き志を持つ人づくり」に向けた取組と評価について、コロナ禍における沼津市芸術祭開催の取組について、コミュニティ・スクールについて、学校規模の適正化に対する学校運営協議会の関りについて等の質問があり、教育長が答弁を行った。>  
(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。2月議会は、令和4年度の市長の市政方針に基づく内容の質問であり、市長が9割近くの質問を受け、残りを私が受けた形である。御意見、

- 御質問等いかがか。
- 川口委員 コミュニティ・スクールについて、沼津はモデル地域が現在4校区あるが、現状はいかがか。
- 学校教育課長 これまでPTAで行われていた行事や活動を、地域全体に声をかけて行う流れとなり、同じ活動であっても参加を呼びかける仕組みに変化が出ている。少しずつだが、これを次の活動につなげたいと思っている。コロナ禍で地域活動や会合等が行い難い部分があり、実際のところ、多くの活動ができていないわけではない。地道に少しずつ広げたいと思っている。
- 奥村教育長 現在は各学校に学校評議員会がある。コミュニティ・スクールに移行すると学校運営協議会となるが、その仕組みや学校評議員会との違いに関する質問もいただいた。これまでの議会答弁の中でも説明しているが、学校運営協議会では、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持ち、より充実した活動を持続可能に行うことが大きなねらいである。そのためには、地域学校協働本部はなくてはならない存在である。それについて補足説明をお願いする。
- 生涯学習課長 コミュニティ・スクールを導入した4校区に、学校運営協議会と同様に地域学校協働本部を設置し、どの地区も活発に活動している。地域の方から学校に、何かできることはないかと積極的に働きかけている地域もある。例えば、第五地区の地域学校協働本部は、地域の中で情報共有ができるため、会議形式を取らずに活発に協働活動を行っている。地域ごとにさまざまな体制で積極的に活動している。
- 奥村教育長 来年度は、現在の4中学校区から、さらに4中学校区を加え8中学校区に拡大する予定である。
- 川口委員 具体的にどんな活動を行っているのか。
- 生涯学習課長 清掃活動等、これまでと同様の活動を行っているが、新たに学校から部活動の手伝い等の要望があると聞いている。今まで個々のつながりで行っていたことを、地域学校協働本部で委員の方々と共有し、地域全体で行う体制を作っている。
- 川口委員 地区コミュニティに活力があると、投げかけに対して積極的な活動が生まれると思うが、活動はコミュニティの力によるのか。
- 奥村教育長 コミュニティ・スクールの指定により地域と学校が協働することで、地区コミュニティに活力が生まれ、学校もさらに活性化するような、お互いにとってプラスの関係を築くことが大きなねらいの1つである。地域に元々活気があり、いつでも学校の要望に応える体制が整っていれば、地域と学校の協働はどんどん進む。あるいは、コミュニティ・スクールの指定を契機に、何ができるかというところから始め、さまざまな意見を出し合う中で徐々に地区の方々が刺激を受け、地区コミュニティが活発化するという形の両方をねらっている。地域が学びを育て、学びが地域を育てるとはそういうところにある。
- 土屋委員 コミュニティ・スクールの活動は、教育委員会から課題を出して地域に依頼するのではなく、それぞれの地域が独自に行うことを期待しているのか。
- 奥村教育長 そのとおりである。例えば、どの校区も子供の数が減少しており、何十年後かの学校の姿を想定したときに、このままでいいのかという学校のあり方を地域

で話し合うことがあっても構わない。ある程度地域の考えがまとまったら、教育委員会として相談を受けるスタンスである。昨年、学校統合の方針を撤回したが、議論のテーマとしてどんどんやってほしい。自分たちで地域をよりよく、地域の学校をよりよくしていくために話を進めてほしい。  
ほかになれば、本件については報告を受けたということで御了承願う。

## 報告事項 2 第二中学校区における保護者意識調査について

<令和3年12月に第二中学校区のPTAが主体となって実施した「第二中学校区の学校統合問題にかかわるアンケート」の結果が、令和4年2月15日に第二小学校、千本小学校及び第二中学校のPTA会長と校長の連名で教育委員会に提出されたため報告する。>

(教育企画課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。2月議会の文教産業委員会で報告をした翌日に、新聞にも掲載された。御意見、御質問等いかがか。
- 土屋委員 アンケートの内容から、私個人が想像していたとおりに、保護者の皆さんが感じているとわかった。今後も教育委員会で行える支援をし、1日も早く子供たちに保護者が望む教育を受けさせたいと改めて思った。
- 川口委員 アンケートを読むと、保護者の中でも意見が分かれ、分断している感じがする。誤解されている部分もかなりあるため、それに関する説明を慎重に行う必要がある。一番大事なことは、子供たちのことであり、子供たちにとって何がよいのかを地域で考えてもらえるとよい。時間がかかると思うが、待たなしの部分もある。
- 重光委員 いろいろな意見があるのは当然だが、学校がなくなることで、建物自体もなくなると考えている方もいる。保護者に対するアンケートでは、このような傾向が出ると予測していた。地域にも意見を聞くことを積み重ねるほかない。今回の問題は第二地区全体にとっても決してよいことではなかったと思っており、このような課題を抱える地域には住みたくないと思う人も出てくるのではないかと懸念している。
- 教育企画課長 この問題に関しては、いろいろな場面で急展開が多かったため、保護者や地域の皆さんに十分な説明ができなかったと思っている。先程川口委員も誤解が多いとおっしゃられたが、誤解している方がいるのは事実である。これまで民主的に話を進め、間違っただけをしたとは思っていないが、工夫の余地はまだあると考えている。前回は、教育委員会で方針を提案して着手したが、今度は、教育委員会からの提案はせずに、地域住民や保護者の話し合いからまとめた意見を受け止め、教育委員会としてできる形を探りたいと考えている。子供たちのことを考えると、一年でも早くとは思うが、数年間はかかると考えられるため、その間は、学校教育課とも相談しながら学校教育でのフォローをしていきたい。
- 奥村教育長 文教産業委員会では、教育委員会は丸投げではないかという言い方をされたが、その逆であり、非常に関心を持って注視し、議論が深まるような情報提供、あるいは、説明依頼等の要望があれば積極的に協力すると話した。我々の意向は

地域の方にすでに示してあるため、教育委員会が音頭を取るのではなく、地域が主体的に動くことを期待している。今回のアンケートは、地域の会議で行うことが決まり、その中で、保護者と地域住民は別々に行うことになったと聞いている。今後地域でも意見集約をしていくと思う。いずれにしても、子供たちのことを優先する気持ちを醸成しなければ前に進まないと思う。それに至るためには、学校を残すとは、校舎を残すのか、学校の教育施設として残すのかをはっきりさせなければならない。アンケートを見ると、避難所やコミュニティの交流の場として残した方がよいと考えている保護者が圧倒的に多いことがわかる。第一・第二中学校区での学校統合については、長い間検討してきた結果がこのようになったが、前向きに捉えて今後も頑張っていきたいと思う。ほかになれば、本件については報告を受けたということで御了承願う。

### 報告事項3 沼津市立沼津高等学校におけるスクール・ポリシーについて

＜学校教育法施行規則の一部改正に伴い、高等学校は、育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針（スクール・ポリシー）を定め、公表することが定められた。令和3年9月9日教育委員会定例会で再定義された沼津市立沼津高等学校に期待される社会的役割等（スクール・ミッション）をもとに作成したスクール・ポリシーについて報告する。＞

（市立沼津高等学校長 資料に基づき説明）

奥村教育長 説明が終わった。9月に決定したスクール・ミッションを基にして、スクール・ポリシーが出来上がったという報告である。  
高校入試が滞りなく終了し来年度の入学生が決まったが、今年度も昨年度に続き志願倍率が1.0倍を超えた。生徒数が減少する中で1.0倍以上を維持しているのは、市立沼津高等学校に進学を望む生徒たちが、さまざまな要望を叶えられる学校であると思っているからだと考えられる。是非その期待に応えるために、進路指導をしっかりと行っていただきたい。今年度の3年生も非常によく頑張り、大学進学だけでなく、専門学校、就職の方でも、生徒たちが満足できる進路を決定したと聞いている。  
御意見、御質問等いかがか。  
ほかになれば、本件については報告を受けたということで御了承願う。

### 報告事項4 第3次沼津市子ども読書活動推進計画について

＜現行の第2次沼津市子ども読書活動推進計画の期間は令和4年度までであるが、令和3年度を始期とする第5次沼津市総合計画及び教育基本構想が策定されたことから計画期間を前倒しし、新たに策定した第3次沼津市子ども読書活動推進計画について報告する。＞

（図書館事務長 資料に基づき説明）

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等いかがか。

- 土屋委員 第2次沼津市子ども読書活動推進計画期間が令和4年度までとなっているが、重なっているということか。
- 図書館事務長 本来は令和4年度までが第二次計画だったが、教育基本構想が令和3年度に策定されたため、それに合わせて1年前倒しをして策定を行った。
- 奥村教育長 教育基本構想は、令和3年度にスタートしたため、令和3年度中に間に合わせる形で策定をしたということである。  
ほかになれば、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項5 令和4年度からの沼津市庄司美術館の運営について

＜沼津市庄司美術館を令和4年4月1日から当面の間休館することについて報告する。＞

(文化振興課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 教育委員の皆さんには、指定管理者の指定に関する議案を取り下げるということで事前に通知した。その詳細がこの報告事項である。御意見、御質問等いかがか。
- 土屋委員 今朝の沼津朝日新聞に休館の記事が出ていた。9月議会に指定管理者の指定を提出するとなると、その間はずっと休館になるのか。
- 文化振興課長 市唯一の美術館ということもあり、休館を回避するために直営の方法も考えたが、美術館の企画展・展示を行うには経験と美術的見地が不可欠であり、非常に難しい。大変申し訳ないが、新たな指定管理者が決まるまでは休館せざるを得ないと考えている。
- 川口委員 最短で9月議会で指定管理者が決まるということであるが、そうなると、再開はもう少し先になると思う。それまでの建物の維持管理はどうするのか。
- 文化振興課長 現在も美術館には多数の収蔵品があり、空調を回し続ける必要がある。今後の維持管理については文化振興課で行う。
- 奥村教育長 ほかになれば、本件については報告を受けたということで御了承願う。

＜その他＞

- 奥村教育長 日程(7) その他であるが、いかがか。
- 土屋委員 先程教職員の休暇の話があったので、お聞きしたい。今朝のNHKのニュース番組で、愛知県の学校では、産休や病気で長期に教員が休むときに、代替教員がなかなか見つからず、校長先生が伝手を頼り、10年も前に教壇を降りた元校長先生に依頼するなど、大変な思いをしているという放送があった。沼津市では、そのような事例があるのか。
- 学校教育課長 私もそのニュースを拝見し、同じような状況を抱えていると改めて感じた。沼津市においても、産育休、または病気による休職をした先生の代替教員を見つけることが困難である。特に中学校においては教科が限定されるため、非常に厳しい状況である。退職した年配の方に声をかける例もある。免許更新制度の中で、退職後免許を更新しない方も増えている。声をかけても、免許が失効し

奥村教育長 の方もおり、ますます代替教員を見つけることが難しい状況である。免許更新制度については、国で制度そのものを変更する動きがあり、今後免許の失効についてはクリアしていけると思う。しかし、現在は、沼津市だけでなく、全国的に教員不足であり、教員の取り合いになっている。県でも人材バンクを作っているが、いろいろな条件を加味するとなかなか見つからない。一度教職を経験していても、一旦退職をすると、授業だけなら引き受ける方はいるが、フルタイムとなると体力的にも気力的にも難しいという方もいる。すでに教員免許を取得している大学院生を活用する等のシステム作りを県教委でも工夫しているところである。子供たちの学びの保障をすることが、重要である。また、先生方が、病気で休職するような環境を改善することも課せられた課題であると認識している。

川口委員 介護では、外国人が活躍しているが、学校では外国人の力を借りられないのか。  
奥村教育長 支援員ではなく、授業となると教員免許が必要となるため、誰でもよいというわけにはなかなかいかない。各市町が抱えている大きな課題である。ほかにいかがか。

青少年教育センター所長 4月1日以降の青少年教育センターにおける変更点を、配布したパンフレットを見ながらお知らせさせていただく。御承知のとおり、当センターでは日頃から不登校の児童生徒に対するさまざまな支援を実施している。もちろん不登校は未然に防ぐことが最重要であることは重々承知しているが、やむなく不登校になってしまった児童生徒のための相談指導学級について、より使いやすくするための変更点を2点紹介する。開所日時、いわゆる利用できる時間帯を、これまで9時半から15時までだったものを、9時から16時まで拡大する。これは、保護者や児童生徒からの要望に対応するものである。この時間帯の中で、子供たちの実態に応じた利用ができる。もう1点は、面接相談についてである。これまでは、面接相談の手続きと相談指導学級の手続きの2つを保護者にお願いしていたが、手続きを簡略化し、1つの手続きで、面接相談も相談指導学級も利用できるようにする。この2点が大きな変更である。現在15人ほどの学級生が、日替わりで3、4人が利用している状況であるが、この変更により、30人ぐらいに倍増し、日常的に10人前後が入れ替わりで学級を利用するようになると想定している。また、今年度の相談件数については、昨年度の約1.2倍に増加しているため、家庭、学校以外の居場所としての機能を高め、不登校児童生徒の支援を充実させたいと思う。

奥村教育長 子供、保護者に寄り添った教育行政サービスとなる。  
ほかになければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。  
ほかにないようなので、以上をもって本日の定例会を終了する。

午後5時55分 閉会